

## 青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、青谷上寺地遺跡を利活用して行う地域づくりや賑わい創出を目的とした遺跡の維持管理活動を実施する団体（以下「スーパーボランティア」という。）を支援するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 青谷上寺地遺跡 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する史跡のうち、指定された範囲の青谷上寺地遺跡（以下「遺跡」という。）

(2) スーパーボランティア活動 遺跡を利活用した活動で次に掲げるもの（営利を主たる目的としない活動で、鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）第2条第2項各号に定める活動に該当しないものに限る。）を行うとともに利活用する遺跡の適切な維持管理を行う活動をいう。

ア 遺跡の利用者の安全性や利便性を高め、遊び場や憩いの場を提供する活動

イ 芸術・文化、環境、福祉、教育、スポーツに関するもので地域外に開かれたイベントや交流会

ウ 観光振興、商店街の活性化を目的とした活動

エ 地域の伝統や歴史文化を守り育てる活動

オ 青少年の健全育成に寄与する活動

カ 環境保護に関する調査研究や環境教育

キ その他地域づくりや賑わい創出につながると認められるもの

(3) 活動区域 スーパーボランティア活動を実施する区域

### (対象)

第3条 支援の対象となるスーパーボランティアは、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

(1) 地域づくりに意欲がある県内に事務所又は活動拠点を有する者で、かつ、非営利公益活動団体（法人格の有無を問わない）、地域住民組織、個人、企業（社会貢献活動を対象とし、営利活動は除く）

(2) 計画的に、かつ、継続してスーパーボランティア活動を行う見込みがある団体

### (活動計画書)

第4条 本支援を受けようとするスーパーボランティアは、様式第1号による活動計画書を地域振興部長に提出する。

### (市町村との連携)

第5条 地域振興部長は、前条の規定により活動計画書の提出があったときはその内容を審査し、必要な支援を行うものとする。

2 地域振興部長は、前項の支援について市町村長に必要な協力を求めるものとする。

### (交付金の交付)

第6条 知事は、スーパーボランティアが、前条第1項の規定に基づきスーパーボランティア活動を適切に実施したことを確認したときは、スーパーボランティア支援事業交付金交付要綱（平成24年4月6日付第201100206438号鳥取県教育長通知）の規定に基づき、当該スーパーボランティアに対し、交付金を交付する。

(概算払)

第7条 知事は、必要と認めるときは、スーパーボランティアの申出に基づき、前条の交付金の概算払をすることができる。

(情報の公開)

第8条 事業の公正性及び透明性を高めると共に、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、支援の対象となる事業の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表する。

(その他)

第9条 その他、スーパーボランティア支援事業の実施に関して必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この要領は平成24年4月6日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は平成24年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

様式第1号（第4条関係）

青谷上寺地遺跡スーパーボランティア活動計画書

年 月 日

鳥取県地域振興部長 様

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名  
連 絡 先

活動場所			
活動目的			
活動人数	人	過去に賑わい活動等の実績	有り ・ 無し
活動予定 (概要)			